

## PETボトルリサイクル推奨マーク認定基準

PETボトルリサイクル推奨マーク商品の認定を受ける商品は、「PETボトルリサイクル推奨マーク運用規則」第2条に基づき、本認定基準に適合しなければならない。

### 【基準配合率】

推奨マークの認定にあたっては、バージンPET材をどの程度再生材に置きかえているかが重要であるため、商品の「主要構成部材」の原料としてのPET材に占める「PETボトル再生材」の割合が、重量で25%以上であること。

注：「PETボトル再生材」とは、日本国内で消費され回収された使用済み「指定PETボトル」を再生したフレーク、ペレットまたはパウダーであるPET樹脂を意味する。

上記の基準配合率を満たすこととするが、「主要構成部材」の考え方等の判断基準については、以下の事例に従う。

1. 商品がPETを単一原料とする単一部材製品あるいは単一素材製品の場合は、製品重量の25%以上が、PETボトル再生材を原料とするものであること。
2. 商品が繊維製品でPET繊維と他の素材繊維との混紡の場合、混紡繊維部材が商品の主要構成部材であって、混紡繊維部材の重量の25%以上がPETボトル再生材を原料とするものであること。

注記① 商品を構成するボタン、ジッパー、取り外しが可能な異種部材、他の機材への取り付け治具および編み込みではない皮革部材や装飾品等は主要構成部材には当たらず、25%算出の分母には含めなくてよい。

注記② 混紡繊維部材が商品の主要構成部材であるためには、商品の使用目的がもっぱら混紡繊維部材の機能を利用するものであって、混紡繊維部材の商品に占める重量比率が概ね50%以上であることが望ましい。

ただし、商品の構成上それが難しい場合は少なくとも5%以上を必要とする。

例1) ビーズ等の飾りや皮革で縁取りを取り付けたクロスにおいて、混紡繊維中のPETボトル再生材原料の繊維が重量で25%以上であれば、商品全体に対する混紡繊維の比率は概ね50%以上であることが望ましい。ただし、少なくとも5%以上あることで認定可能とする。

例 2) 裏面がゴムで表から P E T ボトル再生材を用いた混紡繊維を打ち込んだカーペットにおいて、混紡繊維中の P E T ボトル再生材原料の繊維が重量で 2 5 % 以上であれば、カーペット全体に対する混紡繊維の比率は概ね 5 0 % 以上であることが望ましい。ただし、少なくとも 5 % 以上あれば認定が可能とする。

注記③ P E T ボトル再生材原料の繊維にアクリル等の他の合成樹脂を含浸させる加工方法については、含浸材料は主要構成部材とせず副部材とみなす。従って、含浸加工前の段階で再生 P E T 樹脂が 2 5 % 以上あれば基準配合率の要件を充足すると判断して良い。

3. 商品が複合部材からなる場合、主要構成部材の重量の 2 5 % 以上が P E T ボトル再生材を原料とするものであること。推奨マーク商品認定の対象となる主要構成部材が一商品につき複数ある場合は、すべての対象部材につき重量の 2 5 % 以上が P E T ボトル再生材を原料とするものであること。

注記④ 複合部材商品における主要構成部材とは、その商品が成り立つための機能を付与する必須の部材であり、商品に占める重量比率が概ね 5 0 % 以上であることが望ましい。ただし、商品の構成上それが難しい場合は少なくとも 5 % 以上を必要な条件とする。

例 3) 厚み 1 0 0  $\mu$  m の多層フィルムやシートにおいて、強度、ガスバリアー性能および印刷適性等を担当する P E T ボトル再生材フィルムやシートは概ね 5 0  $\mu$  m 以上の厚みを有することが望ましい。ただし、5  $\mu$  m 以上（重量で 5 % 以上）あることで多層フィルムやシート全体の性能を保持できるのであれば認定が可能とする。

例 4) 金属パイプの上部に P E T ボトル再生材製の持ち手と下部に同じく P E T ボトル再生材製のワイパー取り付け治具を有するモップハンドルにおいて、持ち手とワイパー取り付け治具がそれぞれ P E T ボトル再生材の使用率が重量で 2 5 % 以上であることが必要であり、且つその合計重量がモップハンドル全体の重量の概ね 5 0 % 以上であることが望ましい。ただし、持ち手機能およびワイパー取り付け機能が保持できるのであれば、重量で 5 % 以上あれば認定が可能とする。

4. 推奨マーク認定の申請対象が、商品の一構成要素であって且つ商品から分離が可能であり、商品から分離しても申請対象の本来機能が失われない場合、申請対象の重量の 2 5 % 以上が P E T ボトル再生材を原料とするものであること。

注記⑤ P E T ボトルのラベル、ブリスターパック入り商品のブリスターパック自身は、商品本体から分離が可能であり、且つラベルの商品表示機能やブリスターパックの包装容器機能は失われないので、ラベルやブリスターパックを対象と

して認定申請することが可能である。その場合、申請対象におけるPETボトル再生材の使用率が重量で25%以上を必要とする。

例5) PETボトル飲料のラベルがPETボトル再生材を重量で25%以上使用したものであれば、認定が可能とする。

5. PETボトルリサイクル推奨マーク運用規則および本認定基準で用いられる用語の意味は、以下のとおりとする。

- ・PET：ポリエチレンテレフタレート
- ・指定PETボトル：資源有効利用促進法に基づく指定表示製品を充填し販売することに用いられたPETボトル。

6. 付則 この認定基準は2021年9月15日より施行する。

2017. 10. 1 制定施行  
2021. 4. 1 基準配合率 枠内文章内容変更  
2021. 9. 15 2. 注記③を追加